

○

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

改 正 後	改 正 前
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、九の二（略） 十、二、イソプロピル・四・メチルピリミジル・六・ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、二、イソプロピル・四・メチルピリミジル・六・ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。 十の二、二十八の十四（略） 二十八の十五、四・クロロ・二・フルオロ・五・「（RS）」・「二・二・二・トリフルオロエチル」スルフィニル「フエニル」五・「（トリフルオロメチル）チオ」ペンチル「エーテル（別名フルペンチオフェノックス）」及びこれを含有する製剤 二十八の十六（略） 二十九、三十一の三（略） 三十二、有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）（31）（略） （32）「一」（三・クロロ・四・五・六・七・テトラヒドロピラゾロ「一・五・a」ピリジン・二・ニール）「五・「（シクロプロピルメチル）アミノ」一・H・ピラゾール・四・カルボニトリル（別名シクロピラニル）」及びこれを含有する製剤 （33）（188）（略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、九の二（略） 十、二、イソプロピル・四・メチルピリミジル・六・ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、二、イソプロピル・四・メチルピリミジル・六・ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。 十の二、二十八の十四（略） （新設） 二十八の十五（略） 二十九、三十一の三（略） 三十二、有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）（31）（略） （新設） （32）（187）（略）

（傍線部分は改正部分）

2 三十三～百十
(略) (略)

2 三十三～百十
(略) (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第四条の二関係） 劇物		別表第一（第四条の二関係） 劇物	
一〇四の二（略）		一〇四の二（略）	
五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチル チオホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する 製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル― 六―ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤 にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。		五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチル チオホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する 製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル― 六―ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤 にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。	
五の二〇十一の七（略）		五の二〇十一の七（略） （新設）	
十一の八 四―クロロ―二―フルオロ―五―「（RS）―（二 ・二・二―トリフルオロエチル）スルフィニル」フェニル			
五―「（トリフルオロメチル）チオ」ペンチル			
別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤			
十一の九・十一の十（略）		十一の八・十一の九（略）	
十二〇六十七（略）		十二〇六十七（略）	

（傍線部分は改正部分）